

川西市公民館登録グループ要項

〔目的〕

第1条 この要項は、川西市公民館条例（昭和48年川西市条例第46号。以下「条例」という。）及び川西市公民館条例施行規則（令和5年規則第26号。以下「規則」という。）、川西市公民館使用取扱要綱（以下「使用取扱要綱」という。）に定めるもののほか、公民館登録グループ（以下「登録グループ」という。）の活動について必要な事項を定める。

〔定義〕

第2条 登録グループとは、条例別表第2に規定する市長が認める団体をいう。

〔登録の手続〕

第3条 公民館に登録しようとするグループは、公民館グループ登録申請書および川西市公共施設予約システム利用者登録申込書に必要事項を記入のうえ、会則・会員名簿・実績報告書等を添えて、利用しようとする公民館の館長（以下「各館長」という。）に提出しなければならない。

2 前項において、翌年度の活動に関するものについては、各館長が指定する期間（以下「指定期間」という。）内に提出しなければならない。ただし、各館長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 第1項の登録ができる公民館は1館のみとする。

4 各館長は、登録を承認したときは、該当グループに対して公民館グループ登録承認書を交付する。

〔登録の資格〕

第4条 登録グループの資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動目的が、社会教育活動の一環として認められること。
- (2) 活動目的、組織運営、会費などについて定めた会則があること。
- (3) 会員の加入又は脱会は自由とし、常に公平かつ平等の民主的運営が行なわれていること。
- (4) 原則として5人以上で構成し、かつ、その過半数が市内に在住又は在勤していること。
- (5) 公民館を使用するときは、概ね5人以上で活動できること。
- (6) 登録を受けようとする公民館において、活動実績を有していること。

〔登録期間〕

第5条 登録グループの登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、第3条第1項に基づく申請が、申請日の属する年度の活動に関するものである場合は、第3条第4項による公民館グループ登録承認書の登録日から、当該登録日が属する年度の3月31日までとする。

〔登録事項の変更及び解散の届〕

第6条 登録グループは、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、速やかにその旨を各館長に届け出なければならない。

- (1) 登録事項を変更したとき。
- (2) 第4条に規定する登録資格を欠くに至ったとき。
- (3) 解散したとき。

〔登録の取り消し〕

第7条 各館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録グループを取り消すことができる。

- (1) 虚偽の登録申請をしていたことが判明したとき
- (2) 他者に名義貸しを行ったとき。

- (3) 第4条に規定する登録資格を欠くに至ったと認められるとき。
- (4) 社会教育法第23条に規定する公民館の運営方針に反する活動を行ったと認められるとき。
- (5) 登録グループの解散届が提出されたとき。

〔活動目的〕

第8条 登録グループの活動目的は、免許や資格などの取得のためでなく、次に掲げる事項に留意して、登録グループの活動を通じて仲間づくりや習得した知識・技術を地域社会に還元することとする。

- (1) 運営については、会員の総意により決定すること。
- (2) 会員相互の自主学習を基本とすること。
- (3) 地域社会の発展に寄与することを目指すこと。

〔代表者〕

第9条 登録グループの代表者（以下「代表者」という。）は、会員の総意により選出すること。

- 2 代表者は、登録グループの運営を円満に進めるよう努める。
- 3 代表者は、登録グループの指導者または講師（以下「指導者」という。）や公民館、登録グループの会員との連絡調整にあたりとともに、登録グループの健全育成に努めること。
- 4 代表者は、原則として市内在住者とする。
- 5 代表者は、公民館の主催する研修会に出席し、研鑽すること。

〔指導者〕

第10条 指導者は、会員の総意により選定すること。

- 2 指導者は、会員の相互学習の援助者として活動しなければならない。
- 3 指導者は、代表者を兼務してはならない。

〔謝礼金・材料費・会費・入会金〕

第11条 指導者への謝礼金、入会金、会費、材料費等は、可能な限り低額とする。

- 2 謝礼金以外に、交通費・中元・歳暮等の名目で指導者に謝礼を渡さないこと。

〔グループ協議会〕

第12条 登録グループは、登録グループ相互の交流と健全育成のために、各公民館において公民館グループ協議会を結成することができる。

- 2 公民館グループ協議会は、自主的な活動のもと、グループ相互の情報交換や親睦を図り、公民館と協力して市民のための学習、文化及び社会教育の発展に努力するものとする。
- 3 公民館は、公民館グループ協議会の活動が円滑になるよう、条件整備等に努める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は令和4年2月1日から施行する。
(川西市公民館登録グループに関する要項の廃止)
- 2 川西市公民館登録グループに関する要項は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は令和5年4月1日から施行する。